

仕 様 書

1 実証実験名称

堺市金岡公園飛込みプール等実証実験

2 目的

堺市金岡公園プールの再整備を検討するに当たり、夏季以外の利活用により、更なる公園の活性化を図ることを目的に、堺市金岡公園飛込みプール（約 430 m²）、プールサイド（約 470 m²）及び平面土地（約 560 m²）にて実証実験を実施し、その効果及び採算性の検証等を行うものとする。

なお、実証実験を公募するに当たり、提案内容の効果を更に発揮させ、公園全体の活性化に寄与する「健康」や「運動」をテーマとしたイベント等の附帯事業（以下「附帯事業」という。）についても提案を求めるものとする。

3 実証実験の期間

協定締結日から令和7年3月31日まで

4 実証実験の実施期間及び時間

実施期間：原則令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

（ただし、原則7月1日から8月31日までは除く）

実施時間：原則午前9時から午後5時まで

（準備は午前8時から、片付けは午後5時30分まで）

5 実施場所

堺市北区長曾根町 1179-18 地内

堺市金岡公園飛込みプール及びその周辺空地

（詳細位置は別図のとおり）

6 実験内容

(1) 実証実験の計画策定

協定締結後、14日（休日等を含む）以内に事業計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、事業者は、事業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更事業計画書を提出しなければならない。事業計画書には次の①から⑩までを記載するものとする。なお、様式については自由とする。

① 実証実験内容

② 従業員の配置計画

③ 安全対策

④ 利用促進計画、サービス向上の方策

- ⑤ 施設、設備等の維持管理修繕方針
- ⑥ 第三者への委託計画
- ⑦ 苦情、要望への対応方法
- ⑧ 日常の施設チェックシート、利用者アンケート
- ⑨ 緊急時対策
- ⑩ 費目ごとの収支計画
- ⑪ その他（企画提案書等で提案された内容を反映させること。）

(2) 実証実験の実施

(3) 事業報告書の作成

年度毎に事業報告書を作成し、当該年度終了後1か月以内に監督員に提出〔紙媒体1部・電子媒体（CD、DVD又はUSBメモリ）〕しなければならない。事業報告書には次の①から⑨までを記載するものとする。なお、様式については自由とする。

- ① 収支状況・・・費目ごとの支出金額と収入金額の決算書
- ② 利用料金の収入状況・・・利用者数、料金区分、減免等の状況
- ③ 実証実験の実施状況・・・事業計画書に記載されている事業の実施状況（委託状況も含む。）
- ④ 施設の利用状況・・・利用区分ごとの利用者数、稼働率等
- ⑤ 利用者意見の聴取状況・・・利用者アンケート、意見等の集計、分析及び評価
- ⑥ 事故、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
- ⑦ 市管理物件の状況・・・管理物件の移転等
- ⑧ 日常の施設チェックシート、自己評価、本実験の総括等
- ⑨ その他、事業内容等を勘案し、必要と認められる事項（今後の課題等）

7 その他

- ① 都市公園法第5条に基づく管理許可を申請し、許可を得ること。
申請期間：実証実験の期間
申請面積：金岡公園飛込みプール及びその周辺 約1,460㎡
使用料：免除（市施策の推進に寄与する業務のため）
- ② 附帯事業は、各年1回以上とし、金岡公園飛込みプールを核に周辺空地を活用するものとする。ただし、スポーツ部指定管理区域（体育館、陸上競技場、テニスコート、野球場）及びプールの指定管理区域（屋外プール）を除いた区域とする（別図参照）。
- ③ 附帯事業の実施に当たっては、堺市公園条例第5条に基づく使用許可を申請し、許可を得ること。なお、使用料は別途協議とする。
- ④ 本実験の実施に当たっては、都市公園法で定める「公園施設」に記載の範囲内にて実証実験を実施すること。
- ⑤ 本実験の実施に当たり、関連する法令等を遵守すること。
- ⑥ 事業者は、利用者から利用料金を徴収し、自らの収入とすることができる。ただし、売上に対する市への還元率（納付金＝売上×還元率）を企画提案書にて求めるものとする。

- ⑦ 本実験の実施に係る全ての経費（光熱水費を含む）については、事業者の負担とする。また、電気、ガスの使用については、事業者が用意する。ただし、市の責により追加業務が発生した場合は、この限りでない。
- ⑧ 本実験の実施に当たり、必要があれば市と協議のうえ実施場所内の市の管理物件を移転（実施場所内に限る。）等を行うことができる。ただし、その費用については、事業者が負担すること。また、災害等により市が緊急に必要と認めた場合には、事業者は管理物件の移転等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担すること。なお、管理物件の移転等をしたものについては、業務期間終了までに原状回復すること。
- ⑨ 実証実験区域の入口部に掃除用具等を収納している倉庫が存在するため、清掃員等と事前に協議し、清掃員や軽自動車が出入りできるスペースを確保すること。
- ⑩ 管理区域（実施場所）については常に清潔を保つとともに、その近傍における使用区域（園路、トイレ等）については、監督員と協議の上、清掃、除草その他の管理を行うこと。なお、トイレについては、実施場所内に新設の必要はなく、その付近にある既設トイレを使用して構わないが、監督員と協議の上、トイレットペーパーの補充及び清掃を2回/日以上行うこと。ただし、その費用については、事業者が負担すること。
- ⑪ トイレ、駐輪場等の使用については、監督員と協議すること。
- ⑫ 飛び込みプール躯体張り出し部等において、実証実験前にコンクリート部の打診等の点検を実施し、実証実験に支障となる場合は必要に応じて部分補修等の対策を講じること。ただし、第三者に損害を与えたとき、又は事故が発生した場合は事業者の責任とする。
- ⑬ 金岡公園飛び込みプールは、地上から約2.3mの高低差があるため、実験実施時は仮設階段の設置を行うこと。ただし、仮設階段については、事業者が用意すること。
- ⑭ 金岡公園飛び込みプールは、消火水槽として利用しており、その付近に屋外露出消火管や消火ポンプを設置しているため、協定締結後、北消防署と協議すること。ただし、飛び込みプールは常に、水を溜めた状態とし、実証実験を実施すること。
- ⑮ 事故、苦情等については、事業者が迅速に対応すること。また、その内容を都度、速やかに監督員に報告すること。
- ⑯ 各関係団体等が作成する業種別ガイドライン等を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための準備及び措置（殺菌、手指消毒液の設置、ソーシャルディスタンスの確保等）を行い、事前に監督員に確認すること。
- ⑰ 新型コロナウイルス感染症の拡大が生じた場合や募集要項に定める事項及び管理許可条件を守らない場合等については、本実験の中止を求める場合がある。なお、それにより生じる費用について市は負担しない。また、履行期間の延長は行わない。
- ⑱ 金岡公園は国有地に設置しているため、国又は市において公共用、公用または国の事業もしくは公益事業の用に供する必要が生じた場合は、協定期間内であっても事業を終了させる場合がある。なお、それにより生じる費用について、原則、市は負担しない。
- ⑲ 金岡公園は国有地に設置しているため、実証実験実施場所に新たに施設を設置する場合等は国と協議し了承を得なければならないため、時間を要することがある。
- ⑳ 利用者アンケート内容については、監督員と協議して決めること。

- ⑳ 本実験の遂行上知り得た秘密を、他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。なお、本実験の終了後も同様とする。
- ㉑ 本実験の遂行中における天災地変又は盗難等による被害は、事業者の負担とする。
- ㉒ 本実験の施行に際し第三者に損害を与えたとき、又は事故が発生した場合は、誠意をもって交渉し、事業者の責により賠償を行うこと。
- ㉓ 利用者のケガや損害賠償事故（対人・対物）に対応する保険に加入すること。また、管理上の事故又は、業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。
- ㉔ 本実験の実施に当たり、公園利用者（プール営業関係者や利用者等）及び近隣施設等に迷惑とならないよう対策を講じること。
- ㉕ 本実験の不履行による損害は、全て事業者の負担とする。

金岡公園 全体区域図

